

第6章 明治10年「太政官指令」当時の政治情勢

～天皇も太政大臣も「太政官指令」には関わっていない～

松澤 幹治

はじめに

1. 太政官指令には明治天皇も三条太政大臣も関わっていない

- (1) 明治天皇の出発
- (2) 岩倉具視を摂政に
- (3) 明治天皇の京都・奈良訪問と西南戦争の勃発
- (4) 西南戦争の戦況
- (5) 「太政官指令」が出た時、どこにいたか
- (6) 小結

2. 外務省の関与について

おわりに

補論 「元禄竹島一件」と「太政官指令」

はじめに

明治10（1877）年3月の「太政官指令」の決定が、誰によって、どういう状況下において行われたのかについては、これまで正面から論じられてこなかった。

周知のように、この「太政官指令」には、右大臣・岩倉具視、参議・大隈重信、同・大木喬任、同・寺島宗則の4人の決定印しかない。太政大臣・三条実美をはじめ、他の参議たちの決定印がないのである。これは何故なのか。

また、太政官の決定を求める内務省からの伺いが、なぜ内務卿・大久保利通からではなく代理の前島密によって行われたのかについても、これまで正面から論じられた論文はない。

結論から言えば、当時は西南戦争のために大久保利通をはじめ明治政府の中樞が東京を離れて対応にあたっていたためであり、摂政に任じられた岩倉具視が決定に当たったのである。この時は明治天皇も東京にはおらず、決定に参加していない。

さらに、対外的に重要な事項が決まったのであれば、そこには外務省の関与があるはずである。ところが、「太政官指令」は内務省の伺いに対する決裁であり、決定に外務省が関与した形跡は全くない。4人の参議のうち外務卿の寺島宗則は確かに押印しているが、省としての外務省が決定に関わったことを示す文献はないのである。

この論文は、この2点について明らかにすることを目的とし、「太政官指令」が対外的に重要な意義を持つものではないことを述べるものである。

1. 太政官指令には明治天皇も三条太政大臣も関わっていない

明治10年3月に「太政官指令」が決定されたとき、明治政府の中枢は二つに分かれていた。

明治天皇は同年1月に行われた父の孝明天皇の10年祭のために京都に行っており、西南戦争の勃発でそのまま京都にとどまった。大久保利通が急遽京都にかけつけ、参議たちは戦争の対応に当たった。

明治天皇が東京から京都に出発するにあたって岩倉具視には「摂政」としての権限が付与されたが、重要事項の決定は知らせるように命ぜられていた。しかし、岩倉がこの「太政官指令」の決定を明治天皇に知らせた記録はない。隣国との国境が新たに決定されたのなら、当然天皇に報告されてしかるべきであるが、そうではなかった。太政官指令の内容は、「旧政府」すなわち江戸幕府の決定の通りという解釈であったので、重要事項とは考えられなかったのではないか。すなわち、江戸時代の「元禄竹島一件」で鬱陵島は朝鮮領と定められたが、これがそのまま踏襲されたにすぎなかったのではないか。

太政官指令が立案された明治10年3月20日は、西南戦争の田原坂（たばるざか）の決戦の日であった。政府の関心はもっぱら西南戦争にあったと思われる。

太政官指令には右大臣の岩倉具視と参議の大隈重信・大木喬任・寺島宗則の計4人の決定印しかない。当時の明治政府中枢は以下の10人である。

太政大臣 三条実美（公家）
右大臣 岩倉具視（公家）
内閣顧問 木戸孝允（長州）
参議兼内務卿 大久保利通（薩摩）
参議兼大蔵卿 大隈重信（肥前）
参議兼司法卿 大木喬任（肥前）
参議兼外務卿 寺島宗則（薩摩）
参議兼陸軍卿 山縣有朋（長州）
参議兼工部卿 伊藤博文（長州）
参議兼開拓使長官 黒田清隆（薩摩）

このうち、三条実美太政大臣、内閣顧問の木戸孝允、参議の山縣有朋・伊藤博文は天皇の行幸に供奉していた。西南戦争が勃発し、大久保利通が急遽京都にかけつけた。天皇は2月21日に予定されていた東京への帰京を変更し、戦争が終結するまでそのまま京都に止まることになった。東京に帰ったのは7月である。

2月19日、西郷軍への「暴徒征討の令」を発して、「征討事務は行在所より仰せ出さる」ことになり、「尋常の政務と非常の政務を別たせらる」こととなった。

これにより、明治政府は二つに分かれることになる。すなわち「非常の政務（征討）」にあたる京都（明治天皇・三条実美・大久保利通ら）の政府と、「尋常の政務」にあたる東京の岩倉具視（摂政）らの政府である。参議たちは京都や大阪等で戦争対応にあたり、この間、大阪に

は3月1日から4月20日まで「内閣出張所」が置かれた。まさに明治政府の中枢が東京と関西の二つにわかれていたのである。陸軍卿の山縣有朋と薩摩出身の参議・黒田清隆は、ともに「参軍」として直接九州の戦場に出陣した。

すなわち、明治天皇をはじめ、三条、木戸、大久保、伊藤、山縣、黒田の6人は「太政官指令」に関わっていなかったのである。

本章では、「太政官指令」決定時の政府中枢の人物たちの動きを追い、「太政官指令」が日本の国境を新たに決定するような重要事項とは考えられていなかったことを述べてみたい。

(1) 明治天皇の出発

明治10(1877)年1月24日、明治天皇一行は東京から京都に出発した。1月30日に行われる、父である孝明天皇の「十年式年御親祭」のためである。

孝明天皇が亡くなったのは、慶応2年12月25日である。1か月のずれがあるが、明治6年に新暦になっている。慶応2年12月25日は、新暦で1867年1月30日にあたる。その10年祭を明治天皇が自ら親祭しようというのであった。

さらに、2月11日の「紀元節」に大和の神武天皇陵に参拝する。幕末、それまで定かでなかった神武天皇陵が現在の地の「畝傍山東北陵」に定められた。明治6年には「紀元節」が制定された。『日本書紀』に記された神武天皇即位の日を建国の紀元とし、その日を太陽暦に換算して2月11日を「紀元節」としたのである。

この行幸を「大和京都行幸」という。供奉した人たちの名簿がある（「大和京都行幸供奉」『官職通鑑』明治十年 第十卷（以下『官職通鑑』という）¹⁾）。天皇が7月に東京に帰ったこともここに見える。

以下、主として『明治天皇紀』第四によって、天皇や政府要人の動きを追ってみたい。同書の記述は事項ごとにまとめて書いてあり、日付による条だてと実際に起こった日付とはずれがあるので、条だての日付とページをあわせて示し、適宜句読点を打つ²⁾。

明治10年1月24日 **大和国及び京都行幸の途に就きたまふ**（『明治天皇紀』19頁）

24日は午前7時に仮皇居³⁾を出発。三条実美太政大臣をはじめ、熾仁親王、木戸孝允、山縣有朋などが供奉した（大久保利通は同行せず）。ここには伊藤博文は書かれていないが、上掲

1) 『官職通鑑』0000 1056 国立公文書館所蔵（簿冊標題：職員録・明治十年・官職通鑑卷十）。同アジア歴史資料センター・データベースにて閲覧可能（レファレンスコードA09054448400）

<https://www.digital.archives.go.jp/das/image/F0000000000000068179>
（2021年6月25日閲覧。以下、インターネット閲覧日は全て同じ）。

2) 宮内省臨時帝室編纂局編『明治天皇紀』第4（明治10年～12年（69～91巻））（吉川弘文館、1970年）。なお、『明治天皇紀』は計13冊で構成される。

3) 仮皇居とあるのは、旧紀州藩江戸藩邸であった青山御所である。東京奠都により旧江戸城西の丸が皇居となったが、明治6年消失し、明治宮殿が明治21年に完成するまでは仮皇居であった。

の『官職通鑑』『大和京都行幸供奉』、および『岩倉公実記』⁴⁾では供奉したことが書かれており、あるいは途中で合流したものと思われる。

天皇一行は、新橋停車場から汽車で横浜停車場に行き、横浜から高雄丸（船）に乗船した。途中、悪天のため鳥羽港を経て28日朝に神戸港着、神戸停車場から鉄道で京都停車場に行き、午後7時、京都御所に到着した（23-24頁）。

(2) 岩倉具視を摂政に

これよりさきの1月22日、出発を前に岩倉具視を摂政に任じた。（19頁、24日条）

二十二日、右大臣岩倉具視に勅するに、西幸中庶政を撰すべきを以てしたまふ、
但し大事は之れを行宮に奏して裁可を請はしめ、
其の稽緩すべからざるものは處決して後、以聞せしめたまふ

すなわち天皇および三条太政大臣はじめ供奉の者たちがいない間、岩倉具視に政治を任せ
るが、大事は天皇の行宮に奏上して裁可を求めることとし、急を要するものは決定後、天皇
に報告せよ、ということである⁵⁾。「太政官指令」が朝鮮国との新たな国境を定めた決定であ
るならば、当然、天皇の裁可を求めたはずであり、また政策決定の結果を報告したはずであ
る。ところが、こうした記録は全くない。岩倉自身の記録である『岩倉公実記』にも何の記
述もない⁶⁾。すなわち、天皇の裁可を必要とするような大事な決定ではなく、報告の必要も
ない事項だったと考えられる。

(3) 明治天皇の京都・奈良訪問と西南戦争の勃発

1月30日、孝明天皇陵（京都市東山区）で、明治天皇による「十年式年御親祭」が盛大に
行われた（28頁、30日条）。

次いで2月5日、京都神戸間の鉄道既に開通せるを以て、「開業の典」が行われた（40頁）。
明治天皇は京都・大阪・神戸の各停車場に臨幸。ここに参議兼工部卿の伊藤博文の名前も現
れる。

ところが、翌2月6日、「鹿児島警報、数々到る」（45頁）とあり、西南戦争の勃発を告
げる警報が続々と入ってきた。「実美、孝允、参議伊藤博文等、相議する所あり」（同）とあつ
て、三条実美、木戸孝允とともに伊藤博文も対応に当たっていることがわかる。

⁴⁾ 「車駕西幸具視留守ノ事」多田好問編『岩倉公実記』下巻2（皇后宮職、1906年）1394頁、国立国会図書館所蔵。国立国会図書館のデジタルコレクションで閲覧可能。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/781065>

⁵⁾ 同上。

「一月二十四日車駕西幸スルヲ以テ具視ニ勅シ東京ヲ留守シ庶政ヲ理シ大事ハ行宮ニ奏シ其稽緩スヘカラサルモノハ處決以聞セシム 御委任状ニ曰ク 右大臣 岩倉具視 朕西幸ノ間親ク政ヲ視ルコトヲ得ス 凡百ノ事 爾具視ニ委任ス 爾具視其朕カ意ヲ体シテ之ヲ処分セヨ 若夫重大ノ件ニ至テハ一々之ヲ行宮ニ以聞シテ裁ヲ請ヘ 事ノ緊急ニシテ稽緩スヘカラサル者ハ便宜處決シテ後其事ヲ以聞スヘシ 明治十年一月廿四日 御璽」

⁶⁾ 同上。「車駕西幸具視留守ノ事」1394頁から「車駕東還ノ事」1565頁の間には関連の記述は見当たらない。

続いて明治天皇は、2月11日の紀元節に大和の神武天皇陵に参拝した。

2月7日条 (48頁)

紀元節の佳辰を以て神武天皇畝傍山東北陵を拝したまわんとし、大和国へ幸す。

伏見を経て宇治泊。8日平等院、午後に奈良着。9日大仏殿で奈良博覧会をみたあと正倉院御物天覧。10日、奈良を発し、午後4時、高井郡今井町の行在所、称念寺着。

2月11日、神武天皇畝傍山東北陵に臨幸、御拝 (56頁)。

儀式には孝明天皇陵親祭のときと同じく大勢の人が参加した。

明治新国家の体制固めのために重要視されていた大和・京都市行きだったことがわかる。

明治天皇一行は、堺・大阪を経て、2月16日、京都に帰った (72頁)。

『明治天皇紀』には、この間にも鹿児島島の戦況を報告する記述があり、47頁には鹿児島に派遣された内務少輔・林友幸が2月12日に

「人を尾道に送り、電信を以て 鹿児島島の暴状を京都滞在の太政大臣・三条実美、および内務卿・大久保利通ならびに熊本鎮台に報ぜしめ・・・」

とあって、このとき大久保利通はまだ東京にいる。(『大久保利通日記』⁷⁾によれば、大久保は2月13日東京発。)

林友幸は夜半に神戸に入港、参議・山縣有朋が、三条実美の命を受けて、伊藤博文とともに出兵準備について協議した (47頁)。

2月17日条によれば (76頁)、参議・大久保利通は、岩倉等の意見を斉 (もたら) して東京発。『明治天皇紀』のここには日付がないが、上記のように『大久保利通日記』により、2月13日東京発とわかる。

大久保は、16日、船で神戸着。伊藤および海軍大輔・川村純義 (川村も当初から供奉) と熟議。

17日 三条、木戸、大久保、伊藤 京都小御所に会して凝議。 山縣大阪より到る。

とある (76頁)。

こうして戦争の準備が整い、

2月19日 「暴徒征討の令」を発した (79頁)。布告文 (79-80頁)

同日午前10時、供奉していた有栖川宮熾仁親王が征討総督となり (80頁)、

陸軍卿・山縣有朋と海軍大輔・川村純義が征討参軍に任じられた⁸⁾。(海軍卿は欠員)

そして、「征討事務は行在所より仰せ出さる」ことになり、「尋常の政務と非常の政務を別たせらる」こととなった (80頁)。

⁷⁾ 日本史籍協会編『大久保利通日記』下 (日本史籍協会、1927年) 536頁 2月13日条、国立国会図書館所蔵。国立国会図書館のデジタルコレクションで閲覧可能。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1075745>

⁸⁾ 『前掲文書』(注1) 2月19日任 (山縣有朋 0000 1066、川村純義 0000 1067、海軍卿 (欠員) 0000 1064)。

明治天皇は、当初2月11日の大和での紀元節の儀式を終えた後、乗艦高雄で2月21日に東京に帰る予定であったが(46頁)、平定の時に至るまで京都滞在の叡慮(80頁)となった。

これにより、明治政府は二つに分かれることになる。すなわち非常の政務(征討)にあたる京都(明治天皇・三条実美ら)の政府と東京の岩倉具視らの「尋常の政務」にあたる政府である。「尋常の政務」は東京の岩倉も可能であった。

こうして「征討総督本営」が大阪に置かれた。

83頁 2月20日条 昨日征討の令下るや征討総督本営を大阪に置く。

91頁 2月25日 征討を天下に布告 布告文 (-94頁)

さらに3月1日には、「内閣出張所」を大阪に設けた(99頁 3月1日条)。

この「内閣出張所」については、4月20日これを廃す(99頁)とあるので、3月1日から4月20日まで、「内閣出張所」が大阪にあったことがわかる。

天皇と三条は京都におり、木戸・大久保・伊藤は京阪を往来した(99頁)。

「太政官指令」の文書によれば、内務省の見解を述べて、「版図のことは重大」として内務省から太政官への伺いが大久保利通代理の前島密から右大臣の岩倉具視に出されたのが3月17日。太政官の立案が3月20日。太政官の決定が岩倉具視から前島密に出たのが3月29日であった(本論文集の翻刻『公文録』)。そして前島密から島根県に通達されたのが4月9日である(島根県文書綴『地籍 明治9年』⁹⁾)。

この間には「内閣出張所」がずっと大阪にあった。

(4) 西南戦争の戦況

それでは、西南戦争の戦況を見てみよう。西南戦争の詳細について述べるのが目的ではないので、大きな政治的・軍事的流れはさておき、参軍として戦場に関わった**山縣有朋**と**黒田清隆**の動きを中心に、「太政官指令」の出された3月中旬から下旬に到るまでの経緯を簡単に述べる。

西郷暗殺の疑いをもった鹿児島私学校徒たちは、1月29日、陸軍火薬庫を襲撃、31日には磯の海軍造船所の火薬庫を襲撃、2月1日と2日にも造船所を襲撃して弾薬を略奪した¹⁰⁾。

2月14日 薩軍は私学校前の旧練兵場で閲兵式を行い、翌15日、雪の中を出発した。西郷軍の挙兵である¹¹⁾。西郷も2月17日に鹿児島を出発した¹²⁾。

⁹⁾ 島根県総務部総務課編『竹島関係資料集第二集 島根県所蔵行政文書一』15-16頁。

¹⁰⁾ 小川原正道『西南戦争』(中公新書、2007年)50-51頁。

¹¹⁾ 同上、71頁。

¹²⁾ 同上、72頁。

2月21日 薩軍が熊本城下に侵入、翌22日、熊本城攻撃が始まった¹³⁾。
政府軍の戦争の指揮は山縣有朋がとった。(以下、『明治天皇紀』)

91頁 2月25日 西郷軍征討を天下に布告。 布告文 (-94頁)

2月24日、征討総督・有栖川宮熾仁親王、進発。神戸から福岡に向かう(90頁)

山縣有朋は、これに先立ち、前日の23日、「征討総督に先だちて神戸港を発し、博多に赴」(90頁)いた。

3月1日、福岡に征討の「本営」が置かれた(99頁 3月1日条)。上掲の「内閣出張所」を大阪に設けたのと同じ日である。

3月3日、山縣有朋は福岡より南関に到り、兵を率いて高瀬町に出た(99頁)。熊本に向かう要地である。ここに、田原坂の戦いが始まる。

3月4日、本軍の諸隊、進みて、田原坂の壘を攻む。(略)劇戦夜に入りてやまず。(略)是れより劇戦、連日絶えず。とある(110-111頁)。

こうした中で山縣は、15日には「参軍山縣有朋、横平山の山麓にありて自ら戦を督」(129頁)、とあって戦場で指揮に当たっていたことがわかる。

戦闘の詳細は省略するが、3月20日になって、ようやく「田原坂の賊壘を抜く」ことができた(128頁)。

同130頁「開戦以来十八日を経て、漸く田原の險を抜く(略)二十日、田原坂の陥落するに及び、有朋、司令長官三浦五楼に命ずるに進軍を以てす」とある。

田原坂の激戦を政府側が制したのが、「太政官指令」が立案された3月20日であった。その直前、内務省から太政官に伺いが出された3月17日は、田原坂の激戦の最中だったのである。

東西の相談

ここで注目されるのは、戦争遂行について、東京の岩倉具視が京都の三条実美・木戸孝允に所見を寄せていることである(3月9日条118-121頁)。戦略上の提言や、兵士の徴募、西郷の官位褫奪は徳川慶喜の例によるべきこと、など8項目について意見をのべ、木戸孝允がこれに答えている。東西に分かれていても意思疎通は可能だったのであり、重要事項であれば、意見を交わして決定することが可能な状況だったのである。

黒田清隆

こうした中、薩摩出身の参議・黒田清隆にも鹿児島行き命令がくだる。

(『明治天皇紀』2月26日条 92頁)

¹³⁾ 同上、85頁。

勅使・柳原前光を鹿児島に派遣することになり、黒田清隆は柳原とともに鹿児島に行くべき命令を受け、勅使護衛の陸兵・巡査などを率いて3月7日長崎に着いた(104頁)。

3月8日 海路・鹿児島到着。征討令と西郷・桐野・篠原の官位褫奪を伝える¹⁴⁾。

3月13日 鹿児島を離れる。県令・大山綱良を随行せしむ。(大山はのちに斬首される。)視察団の身柄を預かり(中原尚雄はこの時助けられた)弾薬を没収¹⁵⁾。

柳原勅使に随行していた黒田清隆と高島鞆之助は、鹿児島を実地検分した結果、勅使護衛隊を活用して海路熊本城の背面に上陸し、南から包囲網を解くべきだと考えるに到った。帰路の長崎で3月13日、黒田はこれを建策して容れられ、黒田は参軍に就任する¹⁶⁾。木戸や大久保も背面軍編成を提案していた。

『明治天皇紀』122頁

3月14日条、黒田清隆を征討参軍とし、賊軍の背後を衝かしめる(3月14日任 『官職通鑑』0000 1066)。

八代方面より賊背を衝く(『明治天皇紀』123頁)。

黒田は、諸隊を整え、艦艇を肥後海に出没させて敵眼を乱し、八代近傍より一挙に上陸、熊本をめざし猛進した¹⁷⁾。

4月14日、川尻方面から接近していた黒田の背面軍は、熊本城との「連絡」に成功した¹⁸⁾。

4月15日、熊本城入城。翌16日、山縣有朋と対面¹⁹⁾。

正面軍の山縣有朋との感情の葛藤もあったようだが、4月15日、熊本城との「連絡」に成功すると、黒田は参軍の解任を願い出て、あとは山縣有朋にまかせた。師である西郷隆盛の「首級にまみえる」仕事は、長州の山縣にまかせたのである²⁰⁾。

黒田は4月22日免となっており、この段階でやっと一段落したことがわかる。大阪の内閣出張所が廃されたのも4月20日であった。「太政官指令」が審議されている間、西南戦争は重大な局面を迎えていたのである。山縣有朋はこの後も戦争指導にあたり、城山で西郷が自決(9月24日)して、山縣が東京に帰るのは10月であった(後述)。

14) 同上、73頁。

15) 同上。

16) 同上、131頁。

17) 井黒弥太郎『黒田清隆』(吉川弘文館人物叢書、1977年)96頁。

18) 小川原『前掲書』(注10)105頁。

19) 井黒『前掲書』(注15)97頁。

20) 同上、93-98頁。

(5) 「太政官指令」が出た時、どこにいたか

太政官指令の内務省の伺は3月17日、太政官の立案が20日、決定が29日であるが、このとき、政府中枢の各人はどこで何をしていたか。『明治天皇紀』に探してみる。

126頁 3月16日

鹿児島に勅使として派遣された柳原前光が三条実美侍立のもとに天皇に謁し、鹿児島状況を復命した。明治天皇と三条実美が、とも京都にいたことが確認できる。柳原は、即日、大阪に到って、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文に報告とあって、この3人が大阪にいたこともわかる。

一方で、127頁 3月17日条には、鹿児島県令・大山綱良の官位褫奪 のことのみあって、「太政官指令」の内務省関連については何も記述がない。

3月20日条（太政官指令立案の日）127頁にも「太政官指令」の記述はない。128頁に 岩倉具視 仏国陸軍大尉フルセル等引見 陸軍省雇教師帰国 赤坂仮皇居 とあるのみである。

130頁 3月21日 天皇 御学問所に出御（京都）。大和国より還幸後も毎朝西南事変に就き三条より概要を聴くとあり、明治天皇の関心事も、当然のことながら西南戦争であった。

この間にあって、3月22日、大久保利通は仏国博覧会（翌明治11（1871）年パリ開催）の事務総裁に就任している。

132-133頁 3月22日条 「この日、仏国博覧会事務局を内務省に置き、内務卿大久保利通を仏国博覧会事務総裁と為し、大蔵大輔松方正義を同副総裁と為す」

大久保は、明治11年5月14日に暗殺され、パリ万博開催は5月20日からだったので、その直前に暗殺されたことになる。

この年、明治10年8月、西南戦争の最中に、日本で初めての内国勸業博覧会の開場式が東京上野公園で行われた。この博覧会は、日本が参加した1873年のウィーン万国博覧会を参考に、初代内務卿大久保利通が推し進めたものである²¹⁾。殖産興業をかかげた明治政府の政策の基本であり、この時期の大久保にとって、重要な決定だったと思われる。

134頁 3月25日 天皇、京都市内巡幸

これは木戸孝允が発案したもので、天皇の鬱屈した気分を解消しようというものである。明治天皇は信頼していた西郷が政府に反して挙兵したことで、気落ちしていた。戦争の行方も決せず、衆心倦怠の色あり、天皇は深宮から出ることがなかった。そこで木戸の発案により京都市内巡幸となったもので、当初24日に予定されていたが、悪天候のため、25日になって、乗馬による巡幸が行われた。

²¹⁾ 第1回内国勸業博覧会については国立国会図書館ウェブサイトを参照。

<https://www.ndl.go.jp/exposition/s1/naikoku1.html>

一方、東京の岩倉も仕事をしている。

136 頁 3 月 26 日条 海軍省雇傭国軍人チボデー 帰国。

チボデーは「横須賀造船所にてウェルニーを助け」た人物である。

「岩倉 嘉賞を伝達」とあって、岩倉が天皇にかわって伝達しており岩倉は摂政の仕事をしている。これに関連して、27 日 芝離宮で午餐 岩倉及び外務卿・寺島宗則 接伴、とあり、このときは、外務卿の寺島宗則も同席していた。

3 月 29 日 太政官指令決定の日

3 月 29 日条の条だて自体がない (28 日条が 137-139 頁、次は 31 日条 139 頁)

139-140 頁

3 月 31 日 天皇、大阪鎮台病院に行幸。大阪から汽車で午後 6 時に京都に還幸している。この日、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文などに酒肴を賜ひて大阪内閣出張所出張の労を慰したまふ

とあって、大阪での対応は、ここでいったん落ち着いたことがうかがえる。

「大阪内閣出張所」が廃されたのは前述のように 4 月 20 日 (『明治天皇紀』99 頁) であった。黒田の「征討参軍」の任務の解除 4 月 22 日である (『官職通鑑』0000 1066)。

西南戦争の行方は、西郷隆盛の城山での自決が 9 月 24 日。山縣有朋が東京に帰ったのは 10 月であった²²⁾。

明治天皇は三条実美太政大臣らとともに引き続き京都におり、東京に帰るために京都を発つのは 7 月 28 日、神戸から船で横浜に着き、赤坂仮皇居着は 7 月 30 日であった。三条実美と伊藤博文が供奉・同行しているのが確認できる (『明治天皇紀』221-224 頁)。大久保利通は 3 日後の 8 月 2 日に東京に帰っている (同 225 頁)。

すなわち、7 月までは日本政府が二つに分かれた状態が続いていたのである。

(6) 小結

以上みてきたように、明治 10 年 3 月に「太政官指令」が決定されたとき、政府の重大関心は西南戦争であり、政府中枢は二つに分かれていた。「太政官指令」に 4 人の決定印しかないのはこのためである。明治天皇をはじめ、三条実美、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文、山縣有朋、黒田清隆の政府中枢 6 人は「太政官指令」には関わっていなかった。

旧政府(江戸幕府)の決定(=鬱陵島は朝鮮領)を確認しただけなので、「大事」とは認識しなかったのではないか？

すなわち、江戸時代の「元禄竹島一件」(「鬱陵島争界」)で鬱陵島は朝鮮領と定められたが、これがそのまま踏襲されたにすぎなかったものと思われる。

²²⁾『前掲文書』(注 1) 0000 1066。関連人事については以下のとおり。

鹿兒島征討総督 二品 熾仁親王 2 月 19 日任 10 月 10 日凱旋
陸軍参軍 山縣有朋 2 月 19 日任 10 月帰東京。

この江戸時代の「元禄竹島一件」で日朝両国政府が問題としたのは鬱陵島（当時の竹島）だけであり、当時の松島（現竹島=独島）は議論の対象にはならなかった。すなわち現竹島（独島）については「元禄竹島一件」では日朝間では何の判断も示されていない。これが明治10年にそのまま踏襲されたにすぎないのが、「太政官指令」なのではないか。

朝鮮との間に新たに国境を定めるのであれば、岩倉から三条や木戸などに相談が行ったはずである。

長州勢の不在

ここで注意されるのは、「太政官指令」の決定に、長州出身者が一人も関与していないことである。彼らの師である吉田松陰は竹島（鬱陵島）の開拓に関心を示し、木戸孝允（当時の桂小五郎）と村田蔵六は幕府にそれを願う文書を書いた。今回の決定には、木戸孝允・山縣有朋・伊藤博文の長州勢が全く関与しなかった。また薩摩の黒田清隆は直前の明治9年2月、日朝修好条規（江華島条約）を結んだ本人であり、朝鮮との国境には関心があったものと思われるが、これも戦場にあつて決定には参加しなかった。さらに、黒田とともに江華島条約を結んだ長州出身の井上馨は、のちに外務卿・外務大臣となるが、このときは外遊中であり、日本にはいなかった。（明治9年6月～明治11年7月）²³⁾。

これらの人々が全く関与しないままに「太政官指令」が決定されたことは注目されてよい。

2. 外務省の関与について

それでは、「太政官指令」に外務省が関与していたかについての検討に移る。確かに太政官指令には外務卿の寺島宗則が押印している。しかし、ここに省としての外務省の関与はあったのか？

まず確認したいことは、「太政官指令」の11の文書には外務省の罫紙が使われたものはないことである。内務省からの伺いだから当然とも言える。

国立公文書館所蔵の『公文録』には、この時期に各省からの伺いを太政官が決裁した文書が残っている。

明治10年3月の内務省の伺いの簿冊には、全部で36の伺いが載っている²⁴⁾。16番目が「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」（いわゆる「太政官指令」）である。これら36の伺いには、それぞれ上部に「外交」「制度」「民法」「商法」「地方」などの印鑑が見える。これは『太政類典』にまとめるときの分類とみられる²⁵⁾。

²³⁾ 堀雅昭『井上馨 開明的ナショナリズム』（弦書房、2013年）「井上馨略年譜」275-276頁。

²⁴⁾ 『公文録』25巻明治10年3月内務省伺（一）国立公文書館所蔵、国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可能。
https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?BID=F0000000000000003080&ID=&LANG=default&GID=&NO=1&TYPE=d1&DL_TYPE=pdf&CN=1

²⁵⁾ 『太政類典』国立公文書館所蔵、国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可能。
<https://www.digital.archives.go.jp/dajou/>

16 番目の「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方向」（「太政官指令」）の印鑑は「地方」となっている。「外交」に関わるものであれば、そちらに分類されるはずであるが、「地方」となっているのは、地方制度に関わるもので、外交関係に関わるものではないことを示す。

以下に、これらの伺いの題目を示す。冒頭は分類で、印鑑の陰影が不鮮明のものもある。

- (雑) 石井内務権大書記官外一名県官心得御下命ノ儀上申 一 (全2ページ)
- (地方) 県官任期例参事任期等ノ儀伺 二 (全3ページ)
- (官規) 廃免ノ官員履歴書差出ノ儀照会 三 (全4ページ)
- (産業) 内藤新宿農学生徒寄宿舎駒場野へ移シ建築増入費下渡伺 四 (全9ページ)
- (民法) 人民所有ノ船舶売買并書入質取扱方ノ布告伺 五 (全12ページ)
- (運漕) 郵便為換金高改正ノ布告伺 六 (全6ページ)
- (運漕) 飛信送送賃別途下附伺 七 (全5ページ)
- (地方) 熊本県下中無田村其他合併改称伺 八 (全4ページ)
- (除) 各府県村市合併改称届・自九年三月至同六月 九 (全2ページ)
- (外交) 神奈川県下外国人遊歩規程測量卒業ノ儀上申 十 (全4ページ)
- (地方) 岐阜県下警察署敷地下附并同地種組換伺二条 十一 (全11ページ)
- (官制) 東京府下警視出張所地所困込伺 十二 (全4ページ)
- (商法) 流失材取扱規則布告伺 十三 (全25ページ)
- (外交) 横浜手外人居留地買上家作引移料下附伺 十四 (全8ページ)
- (官制) 長崎病院地所ノ内司薬場へ引渡ノ儀伺 十五 (全6ページ)
- (地方) 日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方向** 十六 (全21ページ)
- (制度) 旧神官編籍ノ儀伺 十七 (全4ページ)
- (産業) 戸籍記載方ノ儀伺 十八 (全4ページ)
- (外) 岐阜県土族石河光瀨族籍ノ儀伺 十九 (全10ページ)
- (産業) 附籍廃止ノ布告伺 二十 (全7ページ)
- (制度) 僧尼志願ノ者得度改名ノ儀伺 二十一 (全3ページ)
- (民法) 建物ノ字義弁明ノ儀布達伺 二十二 (全6ページ)
- (民法) 東京府平民萩原奈加英国管民黄如雲ト結婚伺 二十三 (全17ページ)
- (民法) 土族一戸ヲ潰スノ儀伺 二十四 (全4ページ)
- (産業) 全国戸籍表・明治七年一月一日調・上呈并御達伺 二十五 (全5ページ)
- (制度) 旧広島藩浅野敬吾元家来身分編籍ノ儀伺 二十六 (全24ページ)
- (教法) 官国幣社所属摂社改正達方向 二十七 (全3ページ)
- (教法) 藤島神社列次ノ儀伺 二十八 (全2ページ)
- (教法) 神宮制札改正ノ儀伺 二十九 (全10ページ)
- (教法) 旧鶴岡県下桜山神社新設伺 三十 (全4ページ)
- (教法) 山形県下湯殿山神社分霊社新設伺 三十一 (全8ページ)
- (教法) 福島県下都々古別神社迂坐費下附伺 三十二 (全7ページ)
- (教法) 岡山県下中山神社迂坐費下附伺 三十三 (全9ページ)
- (外) 社寺所有地売却処分布達伺 三十四 (全5ページ)

(官規) 奏任以上神官并教導職出京等ノ願届省限聞置ノ儀伺 三十五 (全2ページ)

(教法) 京都府下建勲神社建営ノ儀伺 三十六

一方で、外務省からの伺いには、「太政官指令」に関するものがない。明治10年3月～4月が一括して簿冊になっている²⁶⁾。

一覧を示せば、以下の通りである。

御国人ヲ救助セシ米国郵船長へ謝儀ノ儀伺 (全11ページ)
各官庁ニテ外国人雇入ノ節其姓名職務等通知相成度御達方上申 (全5ページ)
清国天津近傍兵卒暴挙ノ儀上申 (全2ページ)
露国軍艦医官官軍負傷者治療致度儀上申 (全7ページ)
在清国北京森全権公使ヨリ暑中賜暇繰上ノ儀伺 (全3ページ)
在仏国中野臨時代理公使ヨリ書籍廻送ノ件 (全2ページ)
外務卿官舎建築費増額ノ儀上申 (全4ページ)
独逸国人ロスモントヨリ新潟戦争ノ節損失品ノ償申立ノ件 (全4ページ)
各国軍艦祝砲交換条例一定ノ儀上申 (全7ページ)
鹿児島県雇和蘭人へ家賃其他経費ノ儀上申 (全5ページ)
仏国大統領親書呈進ノ儀上申 (全6ページ)
公使領事以下官員年俸并経費減額施行ノ儀上申 (全33ページ)
当省延遼館へ移転ノ儀上申 (全1ページ)
山口県士族井上省三独逸人ト結婚ノ儀伺 (全3ページ)
伊国公使為御暇乞拝謁願ノ儀上申 (全6ページ)
行在所第八号戦時船舶出入密売取締布達箇所問合 (全4ページ)
朝鮮国釜山港在留我国犯罪人処分方上申 (全4ページ)
洪葛利国ブダペスト統計学公会ノ節政府委員仏人モリスブロック復命書進呈 (全19ページ)
鹿児島県雇英人へ旅費其他支給ノ儀上申 (全5ページ)
米国新大統領就職ノ式吉田全権公使ヨリ送呈 (全6ページ)
伊太里公使ヨリ内意申聞候儀伺 (全5ページ)
伊国皇帝ノ親書進呈 (全4ページ)
上海領事館建築地所買上代仕払ノ儀伺 (全7ページ)
郵便条約ノ儀ニ付青木公使へ委任状渡方伺 (全4ページ)
露西亜土耳其格ト開戦報届 (全3ページ)
伊仏両国新旧公使四名招待ニ付御参席ノ儀上申 (全4ページ)
伊仏両国公使招待ノ儀上申 (全2ページ)

²⁶⁾ 『公文録』12巻明治10年3月～4月外務省伺、国立公文書館所蔵、国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可能。

https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?BID=F00000000000000003067&ID=&LANG=default&GID=&NO=&TYPE=d1&DL_TYPE=pdf&CN=1

鹿児島県雇和蘭人帰国願出ニ付給料支給ノ儀上陳 (全10ページ)

露国皇帝等へ賞牌贈与ノ儀上申 (全18ページ)

こうしてみると、「太政官指令」(内務省の伺いに対する決裁)が、外交関係を決する文書(外交文書)として認識されていなかったことが分かる。外務省からの伺いは外務卿・寺島宗則による伺いとなっている。決裁に当たっては、寺島宗則自身が参議としての決定印の押印もしている。参議としての決裁は外務卿の職務とは別個のものであったと思われる。

北沢正誠『竹島考証』

もうひとつ、注目すべき文書に北沢正誠²⁷⁾の『竹島考証』²⁸⁾がある。

『竹島考証』は、外務省の北沢正誠が政府の命令を受けて、「竹島」の歴史について、朝鮮・中国・日本の文献をもとに考証したもので、明治14年8月に出来上がった。上中下巻からなるが、とくに下巻は「竹島」と「松島」がどの島をさすか、ということを考証したものである。最終的には、元禄時代の「竹島」は、現在(明治14年8月)の「松島」で、朝鮮の鬱陵島だとしている。

明治9年7月に陸奥の士族・武藤平学(福島県白河出身²⁹⁾)から「松島開拓願」が外務省に出され、外務省内には、すでに「松島」「竹島」がどの島をさすのかの議論があった。

外務省内では、伝統的な竹島・松島(鬱陵島と現在の竹島)と、西洋地図のアルゴノートとダジュレー(竹島と松島、どちらも鬱陵島)との混乱がまさに起こっていた。この混乱は、明治13年9月、軍艦天城の調査で「松島は鬱陵島」と確認するまで続き、確定的なことはわかっていなかったと思われる。

ところが、この外務省の官選書である『竹島考証』(明治14年8月)には、「太政官指令」は全く登場しない。つまり、「竹島外一島は日本とは関係がない」という内容が『竹島考証』には全く書かれていないのである。外務省は「太政官指令」には全く関与しなかったのではないか。

²⁷⁾ 北沢正誠(1840～1901)は、信州松代藩士出身で、佐久間象山に学び、のち明治8年地理寮修史局出仕、塚本明毅らとともに『全国地誌』を編纂した。明治10年8月外務省書記官となり、『外交志稿』(明治17年)『条約彙纂』(明治17年)を著した。これより先、明治12年には、「東京地学協会」の設立に榎本武揚、渡邊洪基らとともに関わり、幹事として講演報告の選定と編集にあたった。

岩生成一「忘れられた歴史・地理学者北沢正誠」『日本学士院紀要』42巻1号(1987年)1-14頁。ウェブ上で閲覧可能。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/tja1948/42/1/42_1_1/_article/-char/ja/

²⁸⁾ 『竹島考証』については拙稿「松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』「松島日記」第4期島根県竹島問題研究会『第4期竹島問題に関する調査研究最終報告書』(2020年3月)162頁注18に所蔵や諸版の解説がある。

²⁹⁾ 武藤平学について、青森県出身という説があるが、福島県の白河出身である。同上、160頁注13。石橋智紀「瀬脇寿人(手塚律蔵)と彼をめぐる人たち」第4期島根県竹島問題研究会『第4期竹島問題に関する調査研究最終報告書』(2020年3月)16頁参照。

この『竹島考証』には、外務省記録局長・渡邊洪基の「松島之議」³⁰⁾、すなわち竹島・松島は一体どの島を指すかの考察からも幾つかの文章が引用されている。しかし、『竹島考証』にも、原本の「松島之議」にも、太政官指令は全く出てこない。つまり、外務省記録局長の渡邊洪基のところにも、明治14年の北沢正誠のところにも、太政官指令は伝わっていなかったものと思われる。

外務卿の寺島宗則が押印はしているが、外務省が関与した形跡はないのである。

おわりに

以上、「太政官指令」の決定に当たって当時の政治情勢と外務省の対応を振り返ってきた。

まず、明治10年「太政官指令」決定当時、日本政府は、西南戦争の対応で東西二つに分かれており、明治天皇も三条実美太政大臣も東京にはいなかった。摂政である右大臣・岩倉具視が、当時東京に残っていた参議3人とともに、内務省からの「伺い」の決裁を行なったが、決裁に当たり、「大事」の場合には行宮の天皇に知らせるように命じられていた。しかし「太政官指令」が天皇に報告された記録はなく、したがって「大事」とは認識されていなかったものと考えられる。

すなわち旧政府（江戸幕府）の決定をそのまま踏襲したもので、「新たな決定」とは認識されていなかった、と思われるのである。

江戸幕府の「元禄竹島一件」（韓国では「鬱陵島争界」という）では、問題となったのは竹島＝鬱陵島のみであり、松島（現竹島＝独島）については、朝鮮側からもまったく言及がなされなかった。対応に当たった江戸幕府の老中・阿部豊後守正武は、鳥取藩からの報告も受けて、松島（現竹島＝独島）の存在をも知っていたが、両国間の懸案は竹島＝鬱陵島だけだったので、竹島＝鬱陵島についてのみ決断を下し、その結果、朝鮮との間で円満解決を見た。阿部豊後守正武が日本と朝鮮との友好を「一個の小さな島」よりも大事にしたことは注目すべきことである。武力（武威）によればゴリ押しに取れないことはない、としながらも、友好関係を重んじた決断であった。朝鮮側も「良幸良幸」として、この決着を喜んでいる。

明治10年の「太政官指令」も、これをそのまま踏襲したものと思われる。

内務省からの「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」は、天皇に報告されることもなく、摂政・岩倉具視によって決裁され、内務省から島根県に決裁の返事が届いたもので、外務省が決定に関わることもなかった。「太政官指令」は、地方制度に関わるもので、外交関係に関わるものではなかったのである。

これが「太政官指令」の実態である。

³⁰⁾「渡邊洪基 松島ノ議（参考）」外交史料館所蔵。国立公文書館アジア歴史資料センター・データベースにて閲覧可能（レファレンスコード：B11091460400）。

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B11091460400?IS_KEY_S1=%E6%B8%A1%E8%BE%BA%E6%B4%AA%E5%9F%BA%20%E3%80%8C%E6%9D%BE%E5%B3%B6%E4%B9%8B%E8%AD%B0%E3%80%8D&IS_KIND=SimpleSummary&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=InD&

補論 「元禄竹島一件」と「太政官指令」

以上、拙稿の結論は、「太政官指令」では何も新しい重要なことは決まらず、江戸幕府の結論（「元禄竹島一件」の結果）をそのまま引き継いだけである、ということであった。

ところが、この結論は、韓国側の主張と「奇妙な一致」を見せている。すなわち、韓国側の主張も、「太政官指令」は「元禄竹島一件」の結果をそのまま引き継いでおり、いずれも「鬱陵島と独島」を朝鮮領とした、というのである³¹⁾。

はたして、そうであろうか？

ここでは、「元禄竹島一件」の結果（すなわち現竹島＝独島が「元禄竹島一件」の争点になったのか否か）が問題になる。結論から言えば、「元禄竹島一件」では、「松島」（現竹島＝独島）については全く争点になっていない。朝鮮側から何の要求も言及もなかったし、二国間でもまったく議論の対象にならなかった。これは史料を読めば明白である。「太政官指令」の内務省添付資料の一号から四号までは、まさに「元禄竹島一件」のエッセンスを示したものと言ってよいが、本論文集の塚本論文や資料翻刻でも明らかなように、このとき「松島」という文言は全く出てこない。すなわち「松島」（現竹島＝独島）については全く議論の対象になっていないことがわかる。

日本側（江戸幕府）が、鳥取藩の認識をどのように受け止めていようと、日朝両国の国家間交渉では、「松島」（現竹島＝独島）は、まったく文言として出てこないことが重要である。二国間の交渉についての考察は、対馬藩の記録と朝鮮側の記録を史料とするべきであって、鳥取藩の記録は両国間の国家間交渉の史料（両国間で何が議論されたかの検証）としては意味を持たない。

これは、韓国側主張の、「日本側の認識」をもって、朝鮮側の領土権の根拠としようとするのと同じ構図である。日本側がどう認識していようと、韓国側が1905年以前に「独島」を平穩に統治していた史料を示さない限り、韓国側の領土権主張は成り立たない。

また、山崎論文にあらわれる明治16年の「太政官内達」の場合も全く同様である。この時も、朝鮮側からの要求によって鬱陵島の所属が決着したのであるが、その際、朝鮮側が対象としているのは鬱陵島のみであって、現竹島＝独島については何の要求も言及もしていない。

この二つの事例は、外交交渉の場において、朝鮮側が鬱陵島の帰属を日本側に要求する時に、そこには現竹島＝独島は含まれていないことを示している。領土意識がない証拠ではないか。

韓国側の主張は、史料に「鬱陵島」という言葉が現れると、根拠もなく機械的に「鬱陵島

³¹⁾ たとえば李盛煥「太政官指令から見たサンフランシスコ講和条約」『日本の独島領有権主張の虚像』（東北アジア歴史財団、2018年）179-180頁に以下のようにある。「明治政府の内務省は、1600年代末、朝鮮と日本の間で展開された「鬱陵島争界（竹島一件）」で、両国が合意し、1699年、最終的に鬱陵島（独島含む）を朝鮮の領土と確定した歴史的事実をそのまま認定、継承することを太政官に上申した。（略）このような過程を経て「太政官指令」が確定し、（略）この決定により、太政官は、17世紀末の鬱陵島争界（竹島一件）の結果、日本が鬱陵島と独島を朝鮮の領土と認定した事実を再確認し、継承したのである。」

と独島」と読み替えて、「代入」してしまうことが多い。属島なのだから当然だ、という論理なのかもしれないが、「竹島問題」の争点は、まさに「現竹島（独島）が鬱陵島の属島なのか否か」なのであって、その争点自体を、何の根拠もなく結論づけて、「鬱陵島」を「鬱陵島と独島」と読み替えて「代入」してしまっただけでは、史料に基づく議論はできない。

これは史料中の「于山島」を機械的に「独島」と読み替える場合も同様である。（終）